

人権課題に取り組まれている団体からの意見募集結果について

資料 2

人権課題の分野	団体名	1 貴団体にとっての人権課題は具体的に何ですか。	2 1の人権課題の解決に向け貴団体ではどのように取り組んでいますか。	3 2の取組を進める上での課題は何ですか。	4 県など行政や地域住民はどのようにに関わり、どのような協力が必要と考えますか。	5 1～4以外にご意見がございましたら、自由にお書きください。	受付番号
女性	長野県婦人教育推進協議会	女性差別	研修会 実践活動	高齢化 会員の減少	研修会への助成金 会場、講師の提供		14
女性	長野県共同参画をめざす会	法は整備されたが、人権尊重の視点に立った真の男女平等が実現されていないこと 意志決定の場、管理職への女性の登用が他国に比べて大変遅れている 夫婦間の人権尊重の意識が乏しくなり、離婚によりシングルマザーが増加し子どもにしわ寄せがある	(1)地域における区政、市町村政への女性の参画を進めようとしている。 (2)子育て中の夫婦、共働きの夫婦、定年退職後の夫婦など対象に合わせたパートナーシップについて紙芝居等による意識啓発を進めようとしている	男女共同参画という意識啓発は、成果が見えにくく会員の意欲を持続させることが難しい	男女共同参画社会づくりが未来に生きる若者や子ども達にとって重要であることを県や行政でも積極的に啓発し、目標値をより具体的に示して成果の見えるように働きかけてほしい。	(1)女性の相談が増えている様子、結果の支援よりもパートナーシップを築くための支援を積極的にやってほしい。 (2)心の豊かさが欠けているのは、日本人の働き方にある。是非改善指導をしてほしい。	15
女性	—	特に取り組んでいない。	特に取り組んでいない。	わからない。	(1)当市町村の行政では、男女共同参画・人権については、ほとんど話題に上がらない。 (2)女性の管理職も、議員も、いろいろな役員も、PTA会長も男ばかりである。 (3)職場や地域での男女共同参画・人権教育の研修会を何回開催したかとか、女性の登用の数値目標などを出して、積極的に関わってほしい。	こういった職場へのアンケートでは、実態などは見えないのではないかと、セクハラ、パワハラ、ジェンダーハラをするのは、みんな男の上司だから。	18
女性	長野県男女共同参画推進県民会議	当会議は、男女共同参画を県民参加のもとに推進することにより、男女の人権が共に尊重され個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を図ることを目的としています。具体的な課題としては以下の2点です。 働く場において、男性、女性共に働き続けながら、安心して出産、育児、介護が行えること及びセクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止すること。 また、実質的な男女の機会均等を実現し、女性の能力が十分に発揮され、事実上の男女格差を解消すること。 男女間において、特に女性に対する暴力を根絶すること。これは、性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差など強者から弱者への支配意識があると思われます。 特に、配偶者等からの暴力(DV)は家庭内で行われるため、外部からの発見が困難で潜在化しやすく、被害が深刻化するもので、重大な人権侵害となっていること。	長野県と共催する男女共同参画地域フォーラムや男女共同参画フェスティバルなどを通じた啓発活動を実施している。	県民会議だけの独自の活動では、なかなか克服できない課題であり、行政や企業などとの連携が必要と考えている。	男女の性別があることを前提として、固定的性別役割分担意識や女性に対する支配従属意識が依然として残っていることから、これらの意識を払拭するために行政機関、教育機関、職場、地域、家庭と相互に連携して啓発を進める必要がある。		28
女性	(社)国際女性教育振興会長 長野支部	人権に対する法的整備はなされたが、一人ひとりの意識の変革が進まない。何といても人権課題は一人ひとりの意識改革である。	講演会、外国人との交流会などを開催している。	人を集めること、お金をかけないでやることはどうしたらよいかである。日本在住の人々のなかには、なかなか日本語が覚えられない言葉の壁があること。	例えば、途上国の人々への関わりはお金ではなく、精神的支援が必要。		31

人権課題の分野	団体名	1 貴団体にとっての人権課題は具体的に何ですか。	2 1の人権課題の解決に向け貴団体ではどのように取り組んでいますか。	3 2の取組を進める上での課題は何ですか。	4 県など行政や地域住民はどのようにに関わり、どのような協力が必要と考えますか。	5 1～4以外にご意見がございましたら、自由にお書きください。	受付番号
女性	長野県商工団体連合会婦人部協議会	所得税法56条によって、自営の家族従事者の働き分(給料)が経費として認められず、税制上不利益を受けている。(青色申告では認められるが、特例としての扱いが不当で、青色申告の取り消しもある)また、工賃単価があまりにも低く、実際はただ働きに等しい状態が多いこと。女性事業主が増えているが、融資が難しかったり、家事・育児・介護の補助が得られにくい状況がある。	国に事態を認めさせるため、県と県議会への働きかけをしている。	そうした事態が社会的によく知られていないこと。 所得税法56条の問題では、法の基本の問題の論議にならず、「青色申告すればいい」という上滑りの考え方があること。	自営という点では、農林業の婦人も同じ立場であり、共同した運動が必要。 行政としての理解も深めてほしい。	地域の商工会は法律によって作られていることもあって、行政としての位置づけ、調査対象になりやすいが、それ以外に、地域には多くの業者婦人がいることを行政は視野に入れてほしい。	33
子ども	長野県青少年育成県民会議	(1)子どものいじめ問題 (2)有害図書 (3)携帯電話やパソコンによりアクセスできる有害サイト	(1)各種媒体による啓発活動(機関紙の発行、青少年育成健全育成県民大会や少年の主張県大会の開催等) (2)有害図書自動販売機の撤去及び監視活動 (3)メディア上の有害情報対策の推進と健全な活用方法の周知並びに啓発(子ども、大人)	(1)助成金の減、会費収入の減(賛助会員の減少) (2)スタッフ等体制の不足 (3)最近のメディア環境における問題意識の欠如	(1)市町村の取組に温度差がある (2)十分な県民運動として展開するために、より一層の問題意識の共有が必要		3
子ども	長野県里親会連合会	実子と里子(諸般の事情により実親に代わって知事の依頼によって里親が養育する子ども)との差別問題(いじめも含む)	機会のある会合の都度、行政等関係機関に協力を要請	特に教育機関における教育内容の検討(小学校によっては生徒の生い立ちを勉強させるため母子手帳を持参させる学校もある)	特に地域住民(隣近所)・児童館等では暖かいまなざしで見つめてほしい。		5
子ども	チャイルドラインすわ	(1)子どもの人権意識 (2)大人の子どもの権利についての理解	(1)子どもの権利条約の学習会、講演会の開催 (2)子どもへのワークショップの開催 (3)チャイルドラインへの子どもの声を社会に届ける	(1)理解を深めるための学習会の拡大 (2)講座開催のための広報と運営費	青少年に対する人権教育の必要性を理解してもらうための行政・担当者との話し合いの場、意見交換の場が必要	(1)子どもたちに対しての人権教育の場が必要と思う。 (2)自尊感情を育てることが大切。又、大人の意識改革はもっと重要と思う。	8
子ども	長野県保育園連盟	児童の中に、人に対する「やさしい心」「相手を思いやる心」を育てること	(1)園児に対して、日常の遊びや保育活動の中で人権感覚を育てる。 (2)お年寄りや障害者等と触れ合う機会を設けて、いろいろな人達と明るく楽しく接することができるような感覚を育てる。	(1)保育従事者の人権に関する学習の深化 (2)保護者や地域の方々の一層の理解と協力	左記に掲げた事項が積極的に推進されるような対策	幼児期に培った「思いやりの心」が、競争社会の中で成長するにつれて埋没していくことのないような取り組みが必要と考える。	9

人権課題の分野	団体名	1 貴団体にとっての人権課題は具体的に何ですか。	2 1の人権課題の解決に向け貴団体ではどのように取り組んでいますか。	3 2の取組を進める上での課題は何ですか。	4 県など行政や地域住民はどのようにに関わり、どのような協力が必要と考えますか。	5 1～4以外にご意見がございましたら、自由にお書きください。	受付番号
子ども	長野県高等学校長会	「長野県人権教育・啓発推進指針」や「人権教育指導の手引き」を踏まえ、本県高校長会の人権教育基本方針に基づいて、生徒や職員の人権尊重の精神を一層涵養し、一人ひとりの生徒にとって居場所、生きがい、存在感のある高校づくりを推進して「子どもの人権の保証」に努めるとともに、各校や地域の実態に即して、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決に向けた教育を推進すること。	<p>高校長会に「人権教育研究委員会」(専門委員会)を設け、高等学校における人権教育推進のための具体的な内容や方法について、新しい教育課題などを踏まえて、研究・研修を深めている。</p> <p>具体的には、年数回の研究委員会を開催し、人権施策の現状や課題についての研修や研究、同和問題をはじめとする具体的に關わる現地研修、更には各種の人権教育関係研修会への参加等を通して研鑽を深め、各校の人権教育の推進に生かしている。</p> <p>各校では、学校目標に人権尊重の理念を位置づけ、職員研修会や講演会の開催、県教委作成の高校用指導資料集の活用を図ったり、地域などと連携した自主活動やボランティア活動を推進するなどして、生徒・職員らの人権教育の一層の推進を図っている。</p>	個人情報保護やインターネットによる人権侵害などの新しい人権課題も出てきており、これまでも増して「開かれた学校づくり」を進め、幼保・小・中・特別支援学校、家庭・地域などとの連携を強化して、各校や各地域の特性を生かした、具体的で体験的な人権教育を、全ての教職員がチームを組んで推進していく必要がある。	地域における幼保・小・中・高・特別支援学校などとの連携を一層強化し、各地域の特性や実態に即した人権教育を、学校教育と社会教育がつながりあって推進していく必要がある。		16
子ども	長野県特別支援学校校長会	<p>(1) 児童生徒への体罰の根絶</p> <p>(2) 学習権の保障としての通学手段の確保</p> <p>(3) 就労の場の確保</p> <p>(4) 障害についての理解と特別支援教育、特別支援学校の理解</p> <p>(5) 地域化促進に伴う学習環境の整備</p>	<p>(1) 教職員として、人権尊重の立場に立ち、児童生徒及び保護者への言動には十分に留意し、相手の立場を大切に「温かい声かけ・支援」を心がけている。</p> <p>体罰はあってはならない重大な人権侵害と認識し、その不当性を年間通して職場で確認し合うとともに、その疑いが感じられる言動について職員が相互に指摘、報告、修正し合うようにしている。</p> <p>(2) 全ての児童生徒及び保護者が通学の負担を等しく担えるように、スクールバスや寄宿舎の利用について十分配慮して決定していくとともに、福祉関係者と連携し通学手段が確保できるように努力している。</p> <p>(3) 専任職員を配置し職場開拓に取り組むとともに、在学中の現場実習中から卒業・就労後まで支援を行い、事業者には障害者雇用について協力を求めている。</p> <p>(4) 障害の特徴や障害への配慮点について全職員があらゆる場をとらえての広報・啓発。</p> <p>(5) 地域化推進をもとに、相談支援の充実、交流・共同学習の推進。</p>	<p>(1) 体罰が許されないものと認識していても、自身の言動が「体罰」にあたるかどうか十分判断できない判断力の低さ</p> <p>(2) 馴れ合いを排し、相互批判できるような職場づくりの困難さ</p> <p>(3) できるだけ均等な負担で全ての児童生徒の通学を保障したいと思うが、スクールバス等の手段(台数)に限界があること</p> <p>(4) 人材、財政不足</p>	<p>(1) 障害者支援は行政の一部門だけでなく、経済、地域総出で行うべきであることを広く啓発していくこと。</p> <p>(2) 教育予算の増額と人材育成のプラン化</p> <p>(3) 各市町村就学相談委員会のあり方を検討(役割の意義等)</p>	<p>(1) 障害者への偏見には断固誤りを正しつつ、教育職にある団体として障害者が社会の一員として生きていける力を身につけるために、きちんとした教育を行っていくよう一層心がけたい。</p> <p>(2) 共に生きる(共生)社会、地域で生活するという視点、インクルージョン社会の形成等</p>	20
子ども	(N)すわ子ども文化ステーションチャイルドラインすわ	チャイルドライン事業を通して感じることは、電話をかけてくるほとんどの子どもの傾向として、自分自身に自信がない、他者に対して異状に気づかうなど自尊感情が低いものを感じる。成長において人権教育が充分でないのでは。	子どもに寄り添う「受け手」大人の研修の中で人権についての講座を行う。「子どもの権利条約」についての学習会を取り組む。	<p>(1) 一部のみに限定されてしまう。</p> <p>(2) 大人と子どもすべてに行うことができない。特に子どもに対しての権利意識が低いものを感じる。</p>	<p>(1) こうした事業への理解と多くの方への周知に対する協力と参加</p> <p>(2) 講座開催への援助(財産面・講師)</p>	子ども自身が人権(子ども権利条約も含む)に対して意識がないのが現状。また、大人社会においても同じだと思う。具体的に学ぶ機会が必要。人権に対しての正しい理解が必要だと思う。	30

人権課題の分野	団体名	1 貴団体にとっての人権課題は具体的に何ですか。	2 1の人権課題の解決に向け貴団体ではどのように取り組んでいますか。	3 2の取組を進める上での課題は何ですか。	4 県など行政や地域住民はどのようにに関わり、どのような協力が必要と考えますか。	5 1～4以外にご意見がございましたら、自由にお書きください。	受付番号
高齢者	(社)認知症の人と家族の会長野県支部	「認知症」への偏見・無理解をなくすための社会的啓発の重要性を意識し活動すること	認知症の本人と患者を抱える家族の連帯を図るため、 (1)会員相互の悩みを語るつどいの定期開催 (2)会報の発行による社会啓発及び会員相互の情報伝達 (3)一般を対象にした専用電話による相談活動の継続	(1)財政が乏しいため、新規の事業の立ち上げが困難 (2)地理的・人事的制約があり、県下各地に組織化できない	(1)地域包括センターあるいは社会福祉協議会など身近な機関が認知症に対しての「救済」に力を発揮できていない。 (2)担当部局の人々の専門知識が未だ深くない。		4
障害者	(社)全国脊椎損傷者連合会長野県支部	(1)障害者差別撤廃 (2)障害者でも健常者と同等の生活が営める権利取得	(1)私たち一団体では課題を解決することは困難であるため、他の障害者団体とともに啓発活動をしている。 (2)バリアフリー充実運動、介助ヘルパーや医療充実運動。経済的生活水準向上運動。障害者用駐車場完全確保運動。車椅子での旅行。ピア(仲間同士)カウンセリング活動。車椅子でも行えるスポーツの推進。	(1)県民及び国民全員が障害者に対する差別意識を取り除くことが課題で、その課題を解決するためには公的組織のご協力がないと不可能であり、障害者差別が無くなることにより障害者の人権が確保される。 (2)バリアフリー充実、介助ヘルパーや医療充実、経済的生活水準向上問題、障害者用駐車場完全確保問題においても公的組織のご協力が課題で、その課題が解決されることにより健常者の平均水準に近い生活が営めることにより人権が確保される。	(1)県で課題を解決する障害者差別解決施策をご検討していただき、地域住民への差別意識改善の啓発活動をお願いしたい。 (2)県への障害者団体等の陳情・請願・要望の中から障害者が健常者の平均水準に近い生活を営むことができるよう配慮して実施していただきたい。	動物も人間も弱者を見下げることにより自分の存在価値を認識する傾向がある。 その傾向を変えさせるためには人生の本質や「人間は全て平等であり、他人を思いやり、助け合って生きることが大切である」という認識の上に立ち、障害者に対する差別を取り除くために、公的組織は平等に生きられる施策を実施するとともに人権差別を解決するための県民教育をする必要がある。	1
障害者	長野県精神障害者家族会連合会	事件や事故がある度に、当事者が精神病院の入院歴や通院歴があるかないかを報道することが、「精神障害者とは全員、事件や事故を起こす危険人物」のような先入観を一般の人に植え付け、偏見や差別の原因となっている。発病初期の人でまだ医師に繋がっていない人が問題を起こすことが困るので、早期発見、早期治療を促す意味から自立支援医療制度があり、そうした発病初期の人々が、偏見や差別のために、医師や病院へ繋がらないで、病気を重くするので早めに、診療することを啓発してほしい。 また、一部の弁護士が、「精神薄弱で責任を問えない」を利用して事件の責任逃れのために、精神鑑定をすることがあり、実際病気なら当然の権利と言えるが、その事を報道することによってどのような意義があるのか検討願いたい。	報道があるつど、関係機関に対して抗議を申し入れている。	真摯に受けとめて反省文をくださるところと無視するところがある。	差別や偏見などにつながらないよう指導してほしい。	グループホームや共同住居を作りたい等という時に反対運動が起こることがまだある。健常者が住居を変えるときに地域住民の許可や説明を必要としていないのに、なぜ、精神障害者がグループホームを作りたいという時に地域に説明する必要があるのか。反対運動が起きるのか。そのの所をよく考えてほしい。	6

人権課題の分野	団体名	1 貴団体にとっての人権課題は具体的に何ですか。	2 1の人権課題の解決に向け貴団体ではどのように取り組んでいますか。	3 2の取組を進める上での課題は何ですか。	4 県など行政や地域住民はどのようにに関わり、どのような協力が必要と考えますか。	5 1～4以外にご意見がございましたら、自由にお書きください。	受付番号
障害者	(社)長野県社会福祉士会	福祉を必要とする人々が、「その人らしく暮らし続けていく」ことをサポートしていくことが、我々の社会福祉士の使命であると考えている。そのためには本人の想いをアドボケートしていくことが重要であり、その取組を「権利擁護」として捉えている。	(1)成年後見制度の普及・啓発、地域包括支援センター・市町村等からの相談対応、後見人候補者の育成、後見人候補者の紹介、受任者のバックアップ。 (2)社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業への協力 (3)虐待(特に高齢者・障害者)に対する啓発・相談等や虐待対応チームのメンバーの推薦 (4)施策への提言・行政や関係機関へのアピール (5)関係する職能団体や福祉関係者との連携	(1)成年後見制度について 成年後見制度に関する行政の理解と予算化 成年後見制度に関する周囲の理解が進んでいない。 (2)日常生活自立支援事業について 基幹的社会福祉協議会の専門員に対する人件費が出ていないため専任化及び必要な人数の確保ができない。 地域により取組の温度差が大きい。 本来後見申立が必要なケースについてもこの事業での対応を求める市町村もある。 本事業の支援が決まると市町村が手を引いてしまう傾向がある。 (3)虐待への対応について 身体的虐待については比較的理解しやすいが、ネグレクト、心理的虐待、経済的な虐待等に関して、気がつかない傾向がある。 虐待への対応について一貫性がない部分もある。 滞納により福祉サービスが中止されたり、電気が止められたという事例もあり、決して簡単なものではないということの理解が少ないのではないかと。 虐待に対する関係職種による支援チームづくりが進んでいない市町村も多い。 虐待の対応マニュアル等の整備が遅れているように感じる。	(1)県の関わり 成年後見に関しては、市町村に対して予算措置を行うように働きかけをするとともに、制度の啓発を強く行ってほしい。 日常生活自立支援事業については、制度の趣旨を理解いただき予算の増額が必要と考える。 行政の担当者の研修を行うことと、先進地域の情報等を市町村に伝えていく必要がある。 (2)市町村のかかわり 成年後見:市町村長申立や、成年後見制度利用支援事業による第三者後見人への報酬の確保。職員に成年後見に関する研修を受講させることや、地域住民に対するの啓発活動。 日常生活自立支援事業:市町村社会福祉協議会への補助及び啓発活動 虐待:支援チームづくりや対応マニュアルの策定が必要。また住民を巻き込んだ虐待発見ネットワークづくりが必要である。 (3)地域の関わり ともに、地域での見守りが必要。状況により支援者への連絡(虐待の場合には市町村への通報)が必要であると考え。特に については地域の中で虐待発見のネットワークの充実が必要。		7
障害者	長野県養護学校PTA連合会	障害を持つ子をわかってもらうこと。	(1)県の特別支援教育連携協議会等の公の会議においての発言 (2)県当局への陳情書という形での理解・啓発のお願い (3)家庭のあるそれぞれの地域への呼びかけ、そのためのアドバイス	(1)理解・啓発活動は、すぐに結果が見えにくいために、行政としては予算が汲みづらいとのこと (2)地域、健常児の保護者や家庭からの拒絶反応があったりする場合には、特に特別支援学級を増やすことが難しい。障害のある児童は専門性がある学校へということで、特別支援学校の人数だけが多くなっている。このことは、かえって健常児の障害児への理解を低くする。	教育関係への行政へお願いがある。当事者の親が、それぞれの地域で、それぞれが自分の力で子どものことを話して、その地域の輪に入って行けるようなアドバイスを考えてほしい。障害児がいるよということ、障害児はこんな子だよという事例を教員に、そして先生から親へ伝えてもらいたい。当事者である親をケアし、そして元気づけであげられるようにしてもらいたい。		13
障害者	(福)長野県身体障害者福祉協会	障害者に対する差別や不利益な取り扱い	身体障害者、知的障害者、精神障害者関係団体の連絡会議を開催し、障害者差別や人権侵害の事例等の検討を始めた。	障害者差別や不利益な取り扱いをなくすための住民への周知(特に無意識な差別や不利益な取り扱い事例の周知ができないこと)	(1)行政の積極的な地域住民に対する啓発 (2)学校等における人を思いやる心の教育 (3)住民の障害者理解と、真に必要な際の援助		19

人権課題の分野	団体名	1 貴団体にとっての人権課題は具体的に何ですか。	2 1の人権課題の解決に向け貴団体ではどのように取り組んでいますか。	3 2の取組を進める上での課題は何ですか。	4 県など行政や地域住民はどのようにに関わり、どのような協力が必要と考えますか。	5 1～4以外にご意見がございましたら、自由にお書きください。	受付番号
障害者	知的障害者入所更正施設 須坂悠生寮	一番身近な人権課題は私達が援助させていただいている障害を持たれた方たちの人権を守り、人間としての尊厳が持てるように援助するとともに、社会的にも障害の有無に左右されずハンデのある人たちの自立をサポートしていくこと	(1)人権課題の解決として、人権侵害に繋がるような行動を戒める事、人権感覚を身につけるよう日々の研鑽を積むこと。 (2)具体的には人権についての研修を積み、知識や意識を共有する。知らず知らずに人権侵害に繋がるような行動をしていないか、スタッフ同士で評価する事、苦情解決体制を充実させる。利用者の苦情を聞き、支援のあり方に反映させること。サービスを向上させるよう各委員会の活動を活発化させる。倫理綱領の読み合わせ。・・・などを通して人権尊重、権利擁護についての取り組みをしている。	(1)スタッフ同士日ごろ仕事に追われてしまい、自分を振り返ったり研修や研鑽を積む機会がまだまだ少ない。 (2)関係者だけでなく地域住民の理解や協力が大切。	(1)人権とは何かについてお互いに学びあう機会を増やす。 (2)子供、老人、障がい者など社会的弱者とされる人たちにとっても住みやすい社会を作っていくための啓蒙活動の充実。	人権についての学習会等の機会は増えてきたと感じるがまだまだ総論では賛成でも各論では反対という地域の意識のずれを感じる時がある。特にこれからは障がいを持たれた方も地域で自立生活が出来るような体制を充実していく事が大切だが、グループホームの開設などの際、まだまだ地域の無理解を感じる場面が多い。	21
障害者	(社)長野県自閉症協会	成年後見人制度の活用について	これからです	スーパーバイザーの不足 制度の理解へのため、勉強会の必要性あり	県のトップダウンによる市町村への働きかけと、現場レベルでのボトム・アップによる活動	障害者団体との交流	23
障害者	(社)長野県知的障害福祉協会	(1)障害者権利条約への取り組み 障害者権利条約に基づき障害のある方への対応を検討していくこと (2)福祉用語の検討(障害 障がい等)	今後 委員会、研究会、研修等での対応を予定している。		行政、地域等人権に関しての課題の重要性を再認識、検討していただきたい (例えば福祉用語など、使う言葉によって生まれる意識や受けるイメージが変わってくると思われる)		24
障害者	長野県精神保健福祉士協会	精神しょうがいをお持ちの方の権利擁護と社会的復権。 病気や障害への偏見や誤解をとき、正しい知識を普及させる。 地域で当事者が当たり前で生活できる、希望される生活への支援。	病気やしょうがいに対する啓蒙活動 社会資源・ネットワークづくり 政策提言 当事者・家族の相談支援 等	精神病や精神しょうがいに対する誤解・偏見が根強い。 地域での社会資源も少なく地域で暮らす・交わる基盤が乏しい。 例えば 就労したいという希望をもっても面接もうけてもらえない事が多い。 マスコミの報道の仕方・精神しょうがい者の犯罪率はしょうがいを持たない人より、低いのに病気の事に焦点をあてて報道する。 福祉制度なども他のしょうがい者より少ない。	(1)地域で当たり前で暮らせるための社会資源の整備。 (2)県・市町村での積極的雇用。 (3)正しい知識の普及。(先ず行政職員や民生委員など関わる方が正しい知識をもってほしい) (4)小さい・地域単位・草の根的な直接交流する機会をふやす努力。	精神しょうがいをお持ちの方は、長い間医療的保護を中心にケアされてきた(保護・隔離中心)ので、福祉施策・資源が少ない。地域での暮らすノウハウ(生活・仕事など)がない。実態とかけ離れたな根強い偏見や誤解がおおく、当事者や家族もそのなかで、権利を主張することもできず、ひっそりと暮らしてきました。当事者や家族が声あげられる、それを受け止め、見守り、支えられる社会・地域であってほしいものである。	27
障害者	スペシャルオリンピックス日本・長野	知的障害者に対する偏見 知ることもしない。 逆に哀れな・・・と同情される。	まず交流を持っていただく。 何もできない人たちではなく、時間をかけ、ゆっくりとやれば思わぬ力を発揮でき、日々進歩する人たちであることをボランティア活動に参加していただいて理解を深めてもらう。	なかなか活動に目を向けてもらえないこと	行政にはスポーツプログラムの場所を安く簡単な手続きで借りられるように協力してほしい。SOはスポーツ団体であるので、競技会の場も安く提供してほしい。 ごく身近な場所で開かれ、地域の方たちにまずは来て見て参加してほしい。 行政にはSOの日常のスケジュールや大きな大会の広報に協力してほしい。	助成金については、障害者が日常的にこつこつと活動しているところにスポットをあててほしい。	34

人権課題の分野	団体名	1 貴団体にとっての人権課題は具体的に何ですか。	2 1の人権課題の解決に向け貴団体ではどのように取り組んでいますか。	3 2の取組を進める上での課題は何ですか。	4 県など行政や地域住民はどのように関わり、どのような協力が必要と考えますか。	5 1～4以外にご意見がございましたら、自由にお書きください。	受付番号
障害者	長野失語症友の会	<p>(1)失語症者自身が自己の障害を正しく受容し、自分の力で仲間とともに明るい未来を築こうと行動すること</p> <p>(2)失語症を正しく理解していないために起きる様々な人権侵害をなくすこと</p> <p>(3)可愛そう・気の毒な人という暗いイメージから、障害を乗り越えてその人らしい人生を切り開いている人という明るいイメージへ転換すること</p> <p>(4)ともするとすべてしてあげて満足という周囲の支援の在り方を自助努力と心を支えるために何をすべきかの視点を持つ支援に転換すること</p>	<p>友の会活動を通して1の課題の解決に向け取り組んでいる。</p> <p>演劇活動 総会・県大会・イン首都圏などの失語症者の集いでの上演 患者・家族・言語聴覚士・ボランティアのコラボレーション 春秋のふらり旅、絵画、ちぎり絵・押し花絵などの創作活動など</p> <p>「長野失語症友の会」のブログでの紹介 友の会活動・失語症の理解と支援について紹介 マスコミへの積極的な取材依頼による失語症者に対する社会の認知度を高めている。</p>	<p>(1)今まで貸してくれた会場が貸してくれなくなったのでその会場確保が難しい</p> <p>(2)演劇の上演には、音響・照明・衣装必要であるが、その調達が難しい</p> <p>(3)社会的認知度が低い</p> <p>(4)コミュニケーションの障害のため、家庭に引きこもりがちになる方や、デイサービスなども避けてしまいがちな方も多しなど孤立しがちである</p>	<p>(1)先入観を持たず、あるがままを受け止めてほしい。</p> <p>(2)可愛そうな人、気の毒な人ととらえ、何でもしてあげることが親切との思い込みは当事者をととも傷つける。何気ない言動の中に障害者の意欲を阻んだり、尊厳を傷つけたりしていないかを、自らに問いながらプラスの支援や仲間として行動できる力を育てたい。</p> <p>(3)障害を持って自分らしく生きる、自分たち主体の活動をしたいので、資金確保の協力をお願いしたい。せっかく実現した事業が打ち上げ花火にならないよう、助成金のしぼりをケースバイケースにゆるめてほしい。</p>	<p>失語症という障害は、脳卒中や交通事故で脳に損傷をうけ、後遺症として失語症が発生し、話すこと・聞いて理解すること・読み書きなどの障害のため、意志の疎通が困難になるものである。また、利き腕側の片麻痺など身体の障害を伴うことも多く、当人や家族は様々な問題を抱えている。しかし、失語症はよりハビリ環境の中では、ずっと改善が続く。改善の妨げになるのは、その方の尊厳を傷つけるまわりの言動である。</p>	35
同和問題	-	<p>(1)多くの市町村で「部落差別撤廃」条例等が制定されているが、その条例の精神と内容がきちんと活かされ、住民に浸透されているかが問題で、浸透させるための啓発手法と内容を開発することが課題である。</p> <p>(2)市町村の「総合計画」について、示されている内容についてあまり積極的な推進がされていない。</p> <p>(3)「人権教育のための世界プログラム」の成果と課題についての検証がされているか否かが問題で、その成果と課題を踏まえた上で、今後の人権教育をどのような内容と方法で学校教育で取り組んで行くかが課題である。</p> <p>(4)同和対策事業により借りた住宅の新築資金と宅地取得資金の返済と滞納、福祉資金の借り入れについての返済と滞納問題で、高齢者が多く、極度の返済苦にあえいでいる状況にあり、この救済について何らかの方策を講じる必要がある。</p>			<p>(1)被差別部落を抱えている市町村の行政と学校について実態調査をしてほしい。</p> <p>(2)県民全てを対象に意識調査の実施をしてほしい。</p> <p>(3)隣保館、人権センター、社会同和教育集会所等から解放同盟が排除されている問題があり、地域の教育向上に貢献している解放同盟の事務所として、一室位は使用することを認めるよう強く県として働きかけていただくことを要望する。</p> <p>(4)被害者と加害者で解決の話し合いをさせるため、人権擁護委員に出席を要請したが、「公平性に欠けるので出席はできない」との返事があった。人権擁護委員は権威はあっても救済ができなくては名ばかりではないか。人権侵害の救済に積極的に関与するように働きかけてほしい。</p> <p>(5)県内の市町村に働きかけて、予算等を県が負担して、「部落解放・人権大学講座」等に教員や行政職員を派遣することによって、専門家の育成をしていただきたい。</p> <p>(6)極論を持った思想で何もかもを否定してしまふような施策を市町村がしないように監視・指導してほしい。</p> <p>(7)「長野県人権尊重の社会づくり条例」の早期制定を求める。</p>		10
同和問題	長野県同和教育推進協議会	<p>(1)部落差別をはじめとしてあらゆる差別の撤廃に向けて、40年以上活動を続けてきたが、今なお部落差別は存在している。</p> <p>(2)人権侵害がどれほどその人を苦しめているのか等、県民一人一人の切実な問題になっていないこと</p>	<p>(1)長野県同和教育研究会の開催(講演、構成団体の実践報告等)</p> <p>(2)報道関係者同和問題研修会の開催(被差別部落の視察、運動体の皆さんと懇談)</p> <p>(3)東日本同和教育講座主催(来年度開催)</p>	<p>(1)自ら学ぶという姿勢に乏しく、要請されてという受身の参加が多いこと</p> <p>(2)事務局の人数が少なく(3人)、駐車場係や会場の整理にまで手がまわらないこと</p> <p>(3)予算が少ないこと</p>	<p>(1)長野県同和教育推進協議会の創立の原点に立ち返り、県と本協議会の密接な関係を築きたい。</p> <p>(2)人権問題に関わる組織の一本化</p> <p>(3)活動を続けるための予算の確保</p>	<p>(1)21世紀を背負う子どもの人権感覚を育成するには本協議会発行の「あけぼの」は最適な資料と考える。個人購入するように県としても補助をお願いしたい。</p> <p>(2)本協議会の存続に多大な力をお借りしたい。</p>	12

人権課題の分野	団体名	1 貴団体にとっての人権課題は具体的に何ですか。	2 1の人権課題の解決に向け貴団体ではどのように取り組んでいますか。	3 2の取組を進める上での課題は何ですか。	4 県など行政や地域住民はどのようにに関わり、どのような協力が必要と考えますか。	5 1～4以外にご意見がございましたら、自由にお書きください。	受付番号
同和問題	長野県隣保館連絡協議会	同和問題、在日外国人問題	人権に関する研修会、研修会の持ち方等	(1)各市町村が財源難で活動のための予算が年々減少している。特に研修等のための旅費等が少ない。 (2)講師や担当者の人材の確保	補助制度の見直し。市町村の事業を援助する補助金か、講師を派遣する制度を設ける。		17
同和問題	長野県地域人権運動連合会	(1)人権と民主主義、住民自治が尊ばれ、住民相互の助け合いの輪が広がる、人間らしい生活ができる地域社会の実現 (2)部落解放運動で培われた民主的伝統を継承し、国も問題点を指摘している「確認・糾弾会」や同和利権あさりにみられる部落問題解決の逆流を許さず、部落問題の最終的な解決をめざす。 (3)住民を差別者として教化の対象にする「人権同和運動」や排他的な「差別」論の押し付け、内心の自由に踏み込む「人権同和教育・啓発」をやめさせ、地域での住民運動や自主的学習活動を通じて、憲法が保障する様々な人権の擁護と更なる発展をめざす。	(1)国・自治体に対する請願・交渉 (2)運動の発展に必要な情報の収集と提供、調査研究、学習交流 (3)「地域社会における権利憲章」等の政策提言 (4)一般地域と旧同和地区との融合を目指した交流 (5)機関紙誌及びその他の出版物の発行 (6)民主団体や労働組合との連携	人権問題の多様化による運動の領域の拡大対応	(1)市町村には、まだまだ同和の特別対策を実施しているところがある。部落問題は長年にわたる国民的努力のもとで、基本的に解消している。同和特別対策のこれ以上の継続は部落問題の最終的解決にとって障害となるだけである。自治体の課題は大至急同和の特別扱いや旧同和地区に対する分け隔てをなくすことである。県行政はこの立場で市町村を指導する。また公的施設が特定運動団体の事務所や独立的管理の実態に置かれている所は是正を求める。 (2)行政主導による上からの人権同和啓発・教育はやめると共に、条例による人権規制はしない。 (3)部落差別の事象が発生した場合は、行政機関は、特定運動団体に情報提供することをやめ、法務局の人権相談を紹介するなどして、当事者同士が理解と納得のいく解決方法を見出すようにする。 (4)住民の自由な意見交換ができる研究会、勉強会を支援する。 (5)一部の同和運動団体の要求を聞くだけでなく、多様な人権団体や県民の声に耳を傾け、県・市町村の人権行政の主体性を確立する。	部落問題を特別扱いにする時代ではありません。特別扱いがかえって最終的な部落差別解消を妨げている。時代の流れに逆行する同和特別対策を復活させるのではなく、主体的で公正な人権行政を進めることを願う。	22
同和問題	部落解放同盟長野県連合会	部落差別問題 子どもの人権 女性の人権 高齢者の人権 障害者の問題	部落解放運動として毎年の定期大会における「運動方針」に基づいて活動を推進している。	(1)被差別当事者、自立性の確立 (2)部落解放・人権に関する法制度の確立とそれに基づく諸施策の推進	(1)行政責務としての主体的な施策の推進(法や条例、答申に基づいて) (2)連帯・協働の体制づくりと取り組み		25

人権課題の分野	団体名	1 貴団体にとっての人権課題は具体的に何ですか。	2 1の人権課題の解決に向け貴団体ではどのように取り組んでいますか。	3 2の取組を進める上での課題は何ですか。	4 県など行政や地域住民はどのようにに関わり、どのような協力が必要と考えますか。	5 1～4以外にご意見がございましたら、自由にお書きください。	受付番号
同和問題	自由同和会長 野県本部	長野県における同和問題に関わる差別の撤廃、いじめ虐待などあらゆる差別の完全撤廃 同和問題をはじめとする、あらゆる差別の解消 「人権擁護法案の成立」 をもって多くの県民の理解を求める。	(1)どのような差別が現存するか客観的に、かつ、正確に把握し、その是正を図るため、運動活動方針を立て運動している。 (2)チャリティゴルフコンペなどを開催し、少しでも差別化されている児童や子どもたちに必要なものを寄贈し、チャリティ参加者の輪を広げ融和と協調に努めている。 (3)現存する差別に対応するだけでなく、逆差別などの発生にも対処し、会員の資質向上などに努めている。 (4)新聞「ヒューマン」、「ヒューマン長野」の発行	(1)行政の対応が緩慢で非協力で、他団体にも参画しないことを理由に協調対話が取れないのが事実で真の解決に至らない。 (2)どんな差別も気軽に話せる場所や迅速かつ簡易な法律や訴える場所の110番を設置すべきではないか。 (3)行政や特定の人たちでなく一般の方々の偏見差別の解消と県民の意識改革が大きな課題である。 (4)昔の差別の地域などを保護し、その歴史を隠さずに笑って語り合い社会的身分の役割を考え、お互いに誇りを持って、苦勞を理解し、ともに分かち合うくらいのことが必要である。	(1)活動運動に対する人的協力や多数の人々への呼びかけや開催に参加し、課題の解決に向けて、その呼びかけをしてほしい。教育や公民館活動などの一環として県民の多くに理解を求めるチャンスや場所の提供をしてほしい。 (2)各種団体の意見交換をはじめとした本質的な取組に対し、その団体等とともに理解や協調を得るための場や正しい広報活動に協力したい。 (3)県民の差別に対する意識の改革と隠れた差別、困窮困惑など弱いものの差別救済など気軽に相談できる団体や窓口の表示や設置をお願いしたい。逆差別化への対応等も併せて考え、難しいことと思うが、「認定表示」等の防止例「マーク」等を発行してほしい。	「人権擁護法案」の成立には今どのような問題がありどのような状況であるか当会の情報を公開しているが、残念ながら県民の多くの方々に浸透していないのが事実がある。「同和」という言葉の音質がとても耳障りなものでなく「理解」できる人権との「県民の意識」の改革拡充を図らなければならないと考える。「人権擁護法案」についての問題点は次のとおりである。 犯罪者やその家族、被犯罪者等に関わる、付きまとい、待ち伏せ、進路立ちふさがり、住居、勤務先、学校やその付近の取材など犯罪者家族や被害者などの救済に対するメディアの規制の削除問題 朝鮮総連など人権委員参画問題 人権委員有識者の賛否の意見交換や法案の修正その他の問題 法案の権威の「第三委員会」など国家公安など高い位置での法案の位置づけ問題 当法案の担当部局を法務省とし、その出先である左記の地方事務所や隣保館の活用など設置場所の問題 これらの問題をよく考え、その成立に向け活動運動に真剣に取り組んで県民に身近なわかりやすい融和団体としてその理解の拡充に頑張る。 研修会や講演会の参加や参画を長野県民また行政の方々の理解ある協力を希望する。	26
同和問題	「同和問題」にとりくむ県宗教教団連絡会議	同和問題をはじめ、あらゆる人権問題を解決するには、仏の教えである「慈悲と知恵」(基本的人権)の実践にある	人権問題は、日常茶飯事であるが、それと気づかないでいる。何が差別か、何が人権問題か、立ち止まる姿勢を大切にしていきたいと考えている。	宗義の異なる宗教教団の集まりが故に、互いの考え方、立場を尊重しつつ、共通認識に立てるものとそうでないものを明確にしつつ、あるべき人権の道を探る、各教団の情報交換を重視していく。	行政や一般住民との意見交換、本音で語られる人権問題でありたい。かけ引きや面子に拘るのでは問題解決はむずかしい。	「部落解放同盟の再生」という話を聞くが、何をどのように改めていくか、法整備も大事だが、人権教育(心の醸成)を重視したい。	29
外国人	上田市国際交流協議会	外国籍市民、中国帰国者、日本人の配偶者等の人権が普通の日本人並に守られていない。 (1)外国籍市民の労働者(いわゆる日系人等)の入るべき保険等 国民としてあるいは労働者として当然入るべき保険に入っていないため、労災その他の給付が受けられない。労働者側が負担を嫌がっている面もあるが、使用者側がそれをよしとして負担を免れている。結果として労働者が不利益を受けている。 (2)外国籍児童・生徒が年齢相当の教育を受けていないこと 義務教育でないため、子どもの権利条約に定める教育を受けていないものがある。保護者の意識の低さも一因であるが、子どもの立場に立てば、人権問題である。	(1)相談窓口を設け、関係機関を紹介する。その程度にとどまる。(週5日) (2)希望者に日本語を教える窓口を週4日開き、日本の社会や文化についても教えている。 (3)相談に来た学齢児には強く入学を勧める。教委にも受け入れを働きかける。	外国人の日本語学習意欲の不足とボランティア不足	1の(1)は違法状態であり、特に外国人関係に多く発生している問題であるから、関係行政機関が強い姿勢で対応すべきである。 1の(2)は、まず 外国人登録制度や転出入届け出の制度を日本人並に整備し、該当者の存在(在不在)が即時に確認できるようにすることが必要であるが、 現段階においても民生委員等をはじめ住民が強く就学を勧めること。	外国人の人権が守られるためには、外国語による広報の充実が必要であるが、外国人自身が日本語を身につけ、自分で権利を守ることも必要である。 行政広報においても、外国人にもっと日本語を勉強するよう継続的に呼びかけるべきである。居住する国の言葉を学ぼうという意識は、日本人に比して外国人は低いようである。	32

人権課題の分野	団体名	1 貴団体にとっての人権課題は具体的に何ですか。	2 1の人権課題の解決に向け貴団体ではどのように取り組んでいますか。	3 2の取組を進める上での課題は何ですか。	4 県など行政や地域住民はどのようにに関わり、どのような協力が必要と考えますか。	5 1～4以外にご意見がございましたら、自由にお書きください。	受付番号
犯罪被害者	(N)長野犯罪被害者支援センター	(1)犯罪被害者等にも人権があることを広く県民に如何に理解してもらおうか。 (2)途切れることのない支援を如何にして続けていくか。	(1)広報・啓発活動の実施 あらゆる機会をとらえて、県民に「犯罪被害者の人権」を訴える。 (2)ボランティアの相談員による電話相談、面接相談、専門面接などによる対応。 また、抱える悩みなどについては、生活支援などの直接的支援活動で対応。	(1)犯罪被害者にも人権があることの県民による理解が得られていない。 (2)犯罪被害者自身において、我々の支援センター活動の知名度が低い。 (3)支援活動を行うボランティア相談員の養成を如何に行うか。 (4)ボランティア組織とはいえ、経済的な裏付けが十分でない。 (5)十分な支援活動を支えるに足る施設の存在。	(1)県など行政の関わりについて 犯罪被害者等の人権について、ことある度に県民に伝えて頂きたい。 また、犯罪被害者等には、「困ったら市町村の支援窓口にご相談して」との広報を願いたい。そして、訪れた被害者等には、結果として私どもの支援センターを紹介するシステム作りを是非願いたい。 (2)地域住民の関わりについて 犯罪被害者等にも人権があること、そして、その人権を理解していただきたい。 犯罪被害者を、事有れかしの好奇の目で見ただけの関わりはやめてほしい。		36
その他	(社)長野県経営者協会	「同和問題」「セクシュアルハラスメント」「外国人問題」など、主として企業の中での人権課題	(1)講演・講話・事例発表会などの開催、参加呼びかけ、他県への視察 (2)「長野県同和問題企業連絡会」の事務局など担当している。	(1)企業活動は、人権に関するだけでなく多岐にわたるため、改題解決のためには、マンネリ化を避け粘り強く活動する必要がある。 (2)県行政からのしっかりとした条例・指針なども大いに役立つ。	長野県らしい基本方針・実施計画・条例・行政指針などがあればよいと思う。	現在行われている「長野県人権政策審議会」の内容がどのようなものになるのか、そして長野県としてどのように受け止めどのような方針が出されるのか、大切なところと思う。	11
その他	長野県弁護士会	人権救済活動と広く人権に関する問題についての研究及び提言	(1)人権救済活動 人権侵犯について、被害者から救済の申立てを受ける等して情報を収集し、調査の上、必要に応じて行政庁その他に対し警告を発し、処分若しくは処分の取消しを求め、又は問責の手段を講じ、人権を侵犯された者に対し、救済その他の適切な措置を行っている。 (2)子どもの人権救済活動 子どもの人権侵犯事件について、子ども、保護者、学校等から情報を収集し、関係の調整を図る。 (3)「女性の権利110番」「生活保護110番」など、日弁連と共催で電話による全国一斉の無料法律相談を実施しているほか、高齢者に対しては弁護士による出張相談を行っている。 (4)あらゆる分野において、人権を保障するための制度が適切に設計・運用されているかを調査・研究し、必要に応じて行政庁その他の関係機関に対し、声明文や申入書を送付する等のことを行っている。	上記の調査・研究に際し、当会からの照会に回答してもらえない、または適切な回答が得られない等、関係機関の協力が得られない場合がある。 また、当会の行う警告等の措置に強制力がない。	当会からの照会に対しては、適切に回答をいただきたい。 また、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる分野において人権侵害行為が行われないよう、県民に対する啓発活動をお願いしたい。		37
-	-					観光等のグローバル化により、雇用、混合、混血等のトラベルが多くあり、国連の公用語や国連憲章、国際法等の条項の学習の充実が重要であると思う。 木曾地方や飯田市などに満蒙開拓団歴史館等の充実が必要であると思う。	2